

# 「宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分基準（案）」 の制定に関するパブリックコメントの募集について

令和3年1月14日

建築安全推進課

TEL:0742-27-7563（直通）

本県では、宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分基準を制定することを予定しています。つきましては、下記の要領にて広く県民の皆様からご意見を募集いたします。

皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

## 記

### 1 意見募集対象

「宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分基準（案）」について（別添）

### 2 意見送付要領

個人の氏名又は法人の名称、住所、電話番号及びメールアドレスを明記の上、次のいずれかの方法で、ご意見を日本語にて送付してください。なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。また、記入漏れがある場合には意見受付ができませんのでご注意ください。

#### (1) 郵送の場合

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局  
建築安全推進課総務宅建係 意見募集担当宛て

#### (2) F A Xの場合

F A X 番号：0742-27-7790  
奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局  
建築安全推進課総務宅建係 意見募集担当宛て

#### (3) 電子メールの場合

奈良県ホームページの建築安全推進課への問い合わせフォームをご利用ください。  
メールの件名に「意見募集担当宛て」と入力してください。

### 3 意見募集期間

令和3年1月14日～同年2月12日